

川崎市低未利用地の活用等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市公有地総合調整会議規程第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、指定の基準など低未利用地の有効活用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(低未利用地の指定)

第 2 条 この要綱で「指定低未利用地」とは、公有地等（土地開発公社保有地を含む。）のうち、低未利用の状態にあり有効活用等の対策検討を要する土地として指定されたものをいう。

2 指定低未利用地は、公有地総合調整会議（以下「調整会議」という。）の議を経て調整会議の会長が指定する。

3 低未利用地の指定は毎年 3 月 31 日を基準日として行う。ただし、追加登録を要する場合は、随時追加指定を行うことができる。

(低未利用地指定対象)

第 3 条 低未利用地の指定対象となる土地は、次に掲げるものとする。

(1) 一般会計及び特別会計（公共用地先行取得等事業特別会計を除く。）に属する土地で、次のいずれかに該当するもの。

ア 事業目的を完了し、又は喪失したことにより用途がなくなったもの（使用していない建物の敷地を含む。）

イ 代替地で取得後 6 年以上経過しているもの。

ウ 低利用の土地で、所管局から指定申請のあったもの。

(2) 公共用地先行取得等事業特別会計、土地開発基金及び土地開発公社に属する土地で、次のいずれかに該当するもの。

ア 先行取得した土地で、その事業目的を喪失したもの。

イ 代替地で取得後 6 年以上経過しているもの。

(3) その他、調整会議で特に指定する必要があると認められたもの。

(公有地情報の一元的管理)

第 4 条 調整会議は、低未利用地の活用に関し、次の各号に掲げる業務の用に供するため、公有地等に関する情報の一元的管理を行うものとする。

(1) 低未利用地指定対象とすべき土地の抽出等の業務

(2) 指定低未利用地の利用計画の策定の支援に関する業務

(3) その他、低未利用地の活用に向けた対策の支援に関する業務

2 前項の情報は、「公有財産管理システム」において管理するものとする。

(指定低未利用地の利用計画の検討)

第5条 指定低未利用地で面積が300平方メートル以上のものについては、低未利用地対策部会（以下「対策部会」という。）で新たな目的での利用の可能性について検討するものとする。

2 対策部会の座長は、必要と認めるときは面積300平方メートル未満の指定低未利用地についても前項に準じた取扱とすることができる。

3 指定低未利用地については、所要の情報を庁内に周知し、新たな目的での利用計画検討等の促進を図る。

4 指定低未利用地について新たな目的での利用を希望する局は、総務企画局と調整・協議のうえ利用計画案を策定し、対策部会に議案として提出するものとする。

5 前項の検討の結果、新たな目的での利用の可能性がないと判定されたもの及び指定低未利用地で面積が300平方メートル未満のものについては、売却、貸付等を図るものとする。

6 対策部会の座長は、利用計画の検討結果及び売却、貸付等の検討結果について調整会議に報告するものとする。

(指定低未利用地の管理)

第6条 指定低未利用地については、新たな目的での利用又は売却等の実施までの間は、財産所管局（土地開発公社保有地については取得依頼局とする。以下同じ。）において従前のおり管理するものとする。

2 指定低未利用地について1年以上にわたって暫定利用を行おうとするときは、財産所管局が対策部会に報告し、承認を得るものとする。この場合、期間の定めのない場合の承認は、1年更新とする。

3 指定低未利用地について新たな目的での利用又は売却等の活用方針が確定したときは、従前の財産所管局において使用許可の解消、建物の除却など当該土地における利用状況の整理を行い、新たな財産所管局と協議のうえ引継ぎを行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は対策部会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 低・未利用地の指定に関する事務取扱基準（平成4年9月30日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。